

吹奏楽団 晴吹 規約

1. 総則

- 1) 名称 本団体は「吹奏楽団 晴吹」と称する。
- 2) 所在地 本団体の所在地は、岡山市北区表町2-7-31 管楽器修理工房服部 TEL (086) 238-8911 とする。
- 3) 目的 本団体は音楽を愛好する者により構成され、地域の音楽文化の発展向上に貢献することを目的とする。
- 4) 事業 本団体は、前項の目的を達成するために、次の事項を行う。
 - ・ 定期（不定期）演奏会の開催
 - ・ その他目的に必要な事業
- 5) 活動 本団体は以下の活動を行う。
 1. 練習
 - ・ 団員は、練習に参加し、自己の演奏技術の向上に努める。
 - ・ 主たる練習場所を、岡山市立富山小学校音楽室とする。
 2. 指導
 - ・ 団員は、富山ハートフルバンドの練習指導を実施する。
 3. 演奏会
 - ・ 本団体は普段の練習成果の発表の場として、定期（不定期）演奏会を開催する。
 - ・ 演奏の依頼などがある時は積極的に参加する。

2. 運営

- 1) 総会
 - ・ 本会は毎年一回以上、団長の召集により開催することとする。
 - ・ 本会に欠席する団員は、団長に委任状を提出することとする。
 - ・ 本会は、委任状の数を含めた出席者数が団員（休団者を除く）の過半数を満たした場合に成立する。
 - ・ 裁決は出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
 - ・ 総会では以下のことを審議する。
 - ・ 幹部、係、パートリーダーの選出と承認
 - ・ 規約変更の承認
 - ・ その他必要な事項
- 2) 運営会議
 - ・ 本会議は団長の召集により開催される。
 - ・ 本団体の運営に関する会議を行う。
 - ・ 運営会議は、総会に次ぐ団の意思決定機関である。なお、決定事項は団員に報告しなければならない。

3. 団員

- 1) 資格
 - ・ 岡山市及び近隣市町村に在住する満16歳以上、楽器経験2年以上（原則として自己の楽器を所有している）の音楽愛好家であり、本団体の規約・目的に賛同できる者であることとする。
 - ・ 18歳未満の入団希望者は入団に際し、保護者の承諾を要する。
 - ・ 本団体の練習・指導・演奏活動等に参加できる者であること。
- 2) 規則
 - ・ 団および団員、当団に関わる者の信用を失うような行動をしない。
 - ・ 団員は本団体の規約を守ること。
 - ・ 団員は可能な限り、本団体の活動に参加すること。
 - ・ 団員は団費を納入すること（5. 会計を参照）。
- 3) 入団
 - ・ 入団にあたっては、1ヶ月の期間を設け、本人の希望と幹部の承認をもって決定とする。
 - ・ 事務局が入団届を受理した日をもって、正式入団とする。
- 4) 休団
 - ・ やむをえない理由により、1ヶ月以上に渡り活動できない団員は、本人・幹部・パートリーダー三者の協議により休団とすることができる。
 - ・ 事務局が休団届を受理した月から、正式休団とする。
- 5) 退団
 - ・ 本人が退団を希望した場合、あるいは団の名誉を傷つけたり団に損害を与えた場合、その団員を退団とする。
 - ・ 事務局が退団届を受理した日をもって、正式退団とする。

4. 組織

1) 幹部

1. 本団体には次の幹部をおく。幹部は総会での承認をもって任命される。団長および副団長の任期は一期二年(翌年度4月1日から満2年)、その他幹部の任期は一期一年(翌年度4月1日から満1年)とする。但し、やむをえない場合はこの限りではない。また、再任も認める。

団長(1名) ・本団体を代表し、団務を統括する。
・総会の議長を、団員から選出する。
・総会および運営会議の召集を行う。

副団長(1名) ・団長の補佐を務める。
・団長が不在の場合にはその代理を務める。

事務局長(1名) ・本団体の運営に関わる事務を統括する。

指揮者(数名) ・本団体の音楽面における責任者とする。

2) 事務局

1. 本団体の運営には事務局を設け、本団体の運営に関わる事務取扱をする。
・団員名簿の作成およびメーリングリストの管理
・富山ハートフルバンド運営に関わる事務
・市民文化団体登録に関わる事務
・その他、本団体の運営に必要な事務

2. 事務局員は2名を基準とし、必要に応じて増員することができる。

3) 会計監査

1. 本団体には会計監査を設け、年度終了後、本団体の会計帳簿等の照合を行う。

2. 監査員は1名を基準とし、総会での承認をもって任命される。但し、やむをえない場合はこの限りではない。

4) 係

1. 本団体には次の係をおく。係は総会での承認をもって任命される。任期は一期一年(翌年度4月1日から満1年)とする。但し、やむをえない場合はこの限りではない。また、再任も認める。

会計(1~2名) ・本団体の運営に関わる全ての金銭の取扱を行う。
・原則として、毎年6月末に前年度会計報告を行う。

衣装(2~3名) ・本団体所有衣装(晴吹Tシャツ等)の管理を行う。

楽譜管理(数名) ・借用した楽譜および本団体所有の楽譜管理を行う。

勧誘(2名) ・本団体の新規団員募集活動を行う。

渉外(1~2名) ・他団体の開催の演奏会情報収集、花束・電報等の手配を行う。

HP管理(1名) ・本団体ホームページ(晴吹オンライン)の管理・運営・更新を行う。
・ホームページを通しての問い合わせに対応する。

Blog管理(1名) ・本団体のBlog管理・運営・更新を行う。
・Blogを通しての問い合わせに対応する。

Facebook
管理(1名) ・本団体のFacebook管理・運営・更新を行う。
・Facebookを通しての問い合わせに対応する。

Twitter
管理(1名) ・本団体のTwitter管理・運営・更新を行う。
・Twitterを通しての問い合わせに対応する。

5. 会計

- ・本団体は、団費・寄付金・個人負担金およびその他収入を団の運営経費に充てることとする。
- ・団費は一般1,000円/月、高校生500円/月とし、原則として毎月第一練習日に納入することとする。
- ・団費は入団した月より納入することとする。
- ・休団する場合は、休団届を受理した翌月から団費の納入を免除する。
- ・退団する場合は、在団していた月分まで団費を納入する。返却はしない。
- ・本団体の活動に際し、必要に応じて臨時徴収を行うことができる。
- ・団費の額は必要に応じ年度毎に変更する場合がある。
- ・本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。